

令和4年度第3回野田市コミュニティバス等対策審議会

会 議 次 第

日時 令和5年3月30日（木）
午前10時から

場所 野田市役所 低層棟4階 委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員の紹介

4 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 会議の公開について

(3) コミュニティバス新運行計画の策定について（諮問）

5 その他

6 閉 会

《野田市コミュニティバス等対策審議会委員名簿》

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京理科大学	寺部 慎太郎
2	自治会を代表する者	野田市自治会連合会	小野田 達男
3	障がい者団体を代表する者	特定非営利活動法人メンタルサポート野田そよかぜ	小俣 文宣
4	高齢者団体を代表する者	野田市いきいきクラブ連合会	長田 宣義
5	商工団体を代表する者	野田商工会議所	染谷 則夫
6	商工団体を代表する者	野田商工会議所	小出 稔之
7	商工団体を代表する者	野田市関宿商工会	澤田 岳典
8	商工団体を代表する者	野田市関宿商工会	有賀 ヒメ子
9	社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者	野田市社会福祉協議会	川島 信良
10	公募に応じた市民		大塚 雅広

令和4年度第3回野田市コミュニティバス等対策審議会席次表

野田市役所低層棟4階委員会室

	小野田委員	寺部委員	会長席	川島委員	小俣委員	
長田委員						澤田委員 (欠席)
染谷委員						
小出委員						
有賀委員						
大塚委員						

傍聴席	(株)国際開発 コンサルタント	企画調整課長補佐 池田 文彦	企画調整課長 中村 正則	企画財政部長 生嶋 浩幸	副市長 今村 繁	市長 鈴木 有
-----	--------------------	-------------------	-----------------	-----------------	-------------	------------

傍聴席	傍聴席	(株)国際開発 コンサルタント	企画調整課主事補 中里 優也	企画調整課主査 花立 巖	企画調整課係長 横川 晴昭		
-----	-----	--------------------	-------------------	-----------------	------------------	--	--

傍聴席	傍聴席		高齢者支援課長 山口 忠司	障がい者支援課長補佐 原田 陽子	PR推進室副主幹 酒井 礼将	市政推進室主幹 内海 孝幸	
-----	-----	--	------------------	---------------------	-------------------	------------------	--

入口

入口



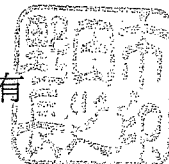
野企企第311号

令和5年3月30日

野田市コミュニティバス等対策審議会

会長 寺部 慎太郎 様

野田市長 鈴木 有



諮 問 書

野田市コミュニティバス等対策審議会条例第2条の規定に基づき、別紙諮問趣旨のとおり、次の事項について諮問します。

諮問事項

コミュニティバス新運行計画の策定について

諮 問 趣 旨

コミュニティバスは、平成31年4月から「それぞれの生活圏域に合った、より生活に密着した便利なまめバス」を新たなコンセプトに運行しています。

遅延防止のための旧北と旧南ルートの分割や、全ルートで年末年始を除く土曜、日曜、祝日の運行実施、商業施設や駅等へアクセスする便を増やす等、運行ルートとダイヤの大幅な見直しを行い、平日は75便から117便に、休日は38便から91便に増便しました。

さらに、令和3年7月に関宿方面から市役所方面への乗継ぎ時間を短縮するためダイヤを改正し、川間駅南口での関宿方面、市役所方面のバスの接続につきましては、北ルート関宿（七光台経由）及び北ルート関宿（イオンタウン経由）及び関宿中央ターミナルでの関宿城ルートへの接続を含めた3ルートにおいて、一部の便を除く運行ダイヤは20分以内の待ち時間で乗り継ぐことが可能となりました。

まめバス運行に対しては、乗降場所や利用目的、利用時間など個々人の利用方法があることから増便やルートの見直しなど様々なご意見、ご要望を全市域から頂いており、より多くの市民が利用しやすい運行が求められております。

高齢化が進む中で、市民の足として利用しやすい運行ルート及びダイヤとするため、交通不便地域対策の面から、コミュニティバス以外の代替交通も含めた市全体の地域公共交通の再編が必要となります。

つきましては、将来に渡って持続可能なコミュニティバスとするため、令和6年の新運行計画の策定に当たり意見を求めたく諮問するものです。

《コミュニティバスのルート見直し方針》

1 現行のコミュニティバス運行事業の整理

(1) 基礎調査からのまとめ

- ・利用時間が合わない、便数が少ないなどの市民意見から、ルートの短縮及び増便による運行が必要である。
- ・まめバスの再編により交通空白となった地域を補完するため新たな代替交通を導入する必要がある。
- ・限られた財政の中で代替交通と合わせて幅広いサービスを維持するため運賃を見直す必要がある。
- ・まめバスの行き先やダイヤなどの周知が不十分であるため分かりやすい運行情報の提供が必要である。

(2) 審議会における意見

- ・利用時間を幅広く選択できるダイヤの設定や目的地までの所要時間が短い運行をするためには、ルートの短縮及び増便による運行が必要である。
- ・増便するためには、運転士を増員し、車両を増台することが必要である。
- ・運行経費の採算性を図るためには、利用が見込める地域を見極めることが必要である。
- ・運行経費が増えているため、運賃改定を行い支出を抑える必要がある。
- ・限られた財政の中で、代替交通と合わせて幅広いサービスを維持しなければならぬため、まめバス運行区域の見直しとともに、交通不便地域対策として、代替交通導入手法の調整が急務であり、デマンド交通等の担い手となる事業者との十分な検討が必要である。

2 交通事業者の現状からみる代替交通の運行

- ・デマンド交通を担うとされている市内のタクシー事業者が、2者に減少し、タクシー事業者を呼んでも配車に時間がかかる、利用したい時に利用できない状況であり、運転士不足や費用面など多くの課題が山積し、さらに、他の事業者の参入も困難であることから、デマンド交通を市に導入するのに時間を要する。
- ・運転士不足が深刻である中、法改正により運転士の運転時間や休息時間の確保が制限されることや運転士の途中交代が難しいなど、運行事業者の労働条件の範囲での運行になる。
- ・市内を運行している企業の送迎バスの活用について、運行費用面で大きな負担がなく運行を開始するまでに期間を要しない、デイサービス送迎車両を空き時間に活用する運行や病院送迎バスの定期ルートに合わせた混乗による運行が効果的である。

3 次期運行計画におけるコミュニティバスルート見直し方針

(1) ルート見直しの基本方針

- ・代替交通については、予定していたデマンド交通等の導入が現状では困難であり、まめバスの現行ルートを抜本的に見直すことができないことから、現行のルートを基本として最小限の見直しにとどめ、ダイヤの組み換えによる利便性の向上を主として再編する。

(2) 代替交通導入の整理

- ・代替交通担い手の深刻な運転士不足の状況からタクシー事業者によるデマンド交通等の導入は難しいため、他市の事例も調査研究しながら、市全体のデマンド交通等の導入について精査していく必要があり、まずは、代替交通として、デイサービス送迎車両、病院送迎バスの運行から始めていく。
- ・一般タクシーやその他の車両によるデマンド交通運行の導入が整理された時点で、まめバスのルートをさらに見直していく。

(3) その他

- ・運賃については、代替交通導入時に合わせて、まめバス運賃、デマンド交通運賃のバランスをとりながら見直しを行う。
- ・ダイヤについては、朝晩や利用が見込めない時間帯を調整すること、駅などの各拠点における乗り継ぎをよくすることなど、より効率的なダイヤの見直しを行う。